



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある新世紀の社会を築いていくためには、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが極めて重要です。

このため、これまで推進してきた「ひむか女性プラン」(平成9年2月策定)を発展させるとともに、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた新行動計画を策定するものです。

WHAT? 「男女共同参画社会基本法」

平成11年6月23日に公布・施工された法律で、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念を定め、この基本理念のっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている(65ページ参照)。



2 計画の性格及び役割

- (1) 県政運営の指針となる第五次宮崎県総合長期計画(計画期間:平成13~22年度)の部門別計画として、本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (2) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として位置付けられるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成14年度から平成22年度までの9年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を適切に推進するために、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

計画は、5章で構成しています。

第1章から第3章において、計画策定の趣旨や背景、計画の基本的考え方を示し、第4章において3つの基本目標と8つの重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」として平成22年度までを見通した長期的な施策の方向性を示しています。また、第5章においては、こうした取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています。